

役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人飯塚市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款

第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償等に関し必要な事項を定める。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは理事及び監事をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次のとおり報酬を支給する。

(1) 会長の報酬は、月額100,000円を支給する。

(2) 常務理事の報酬は、月額30,000円を支給する。

(3) 監事による監査の報酬は、日額5,000円を支給する。

(報酬の計算方法)

第4条 会長、常務理事が、月の中途において職に就き、又は職を離れた場合の当該月分の報酬額は、当該月の在職の現日数とその月の現日数を基礎として日割りによって計算する。

2 監事については、勤務日数に応じて報酬を支給する。

(報酬の支給方法等)

第5条 会長、常務理事の報酬の支払方法、支給日については、職員給与規程を準用する。

2 監事については、勤務日毎支給する。

(費用弁償)

第6条 理事及び監事が、その職務のため理事会、評議員会、監査、正副会長会、各委員会等に出席したときは、費用弁償として次に掲げる額を支給する。ただし、会長、常務理事は支給しない。

日額 2,000円

2 前項の費用弁償は、重複支給しない。

(退任報奨)

第7条 理事及び監事の退任報奨については、次のとおり支給する。

(1) 会長 1期以上 記念品料20,000円及び感謝状

(2) 副会長 2期以上 記念品料20,000円及び感謝状

(3) 理事・監事 3期以上 記念品料10,000円及び感謝状

(公表)

第8条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。